

待ったなし！早急な取り組みを！

改正「省エネ法」・「温対法」対応セミナー

<主催：大阪商工会議所>

～わが社も対象に！？ 4月1日施行の改正法のポイントを分かりやすく解説～

現在、地球温暖化対策としてCO₂等の温室効果ガスの排出量を削減するため、国を挙げて省エネルギー対策の強化を進めており、本年4月1日から施行された「改正省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）」と「改正温対法（地球温暖化対策の推進に関する法律）」では、従来は規制対象外であった中小規模の事業場も、下記のように、一定の条件を満たせば規制対象となるなど対象範囲が拡大し、早急な対応が必要となっています。

本セミナーでは、省エネ法分野だけでなく、密接に関わる両改正法の概要と対応のポイント、さらには、「大阪府の温暖化防止条例」についても触れ、これらの関わりを含めて総合的に解説します。奮ってご参加ください！

主な
改正
内容

エネルギー使用量の管理は、工場・事業場単位から事業者単位（企業単位）へ
即ち、工場、学校・病院等の施設も全国分を合算したものが対象に、コンビニ・ドラッグストアなどもチェーン店全体で判断
事業者全体でのエネルギー使用量を把握し、年間使用量 1,500 k l 以上（原油換算）が規制対象に

～ 開 催 概 要 ～

日 時	平成21年6月8日(月) 13:30～17:00
会 場	大阪商工会議所 7階 国際会議ホール(大阪府中央区本町橋2-8)
参加費	大商会員：2,000円/人、一般：5,000円/人(いずれも消費税込み)
プログラム	13:30～15:00【第1部】「改正省エネ法の概要と対応策」 改正ポイントやエネルギー使用量の把握の仕方、届出内容など 講師：(財)省エネルギーセンター近畿支部 事務局次長 竹若 富三郎 氏 (15分休憩) 15:15～16:15【第2部】「改正温対法の概要と対応策」 改正ポイントや省エネ法との関わり、届出内容など 講師：(財)省エネルギーセンター近畿支部 事務局次長 竹若 富三郎 氏 16:15～17:00【第3部】「大阪府温暖化の防止に関する条例について」 条例の概要や温対法との関係、届出内容など 講師：大阪府環境農林水産部 みどり・都市環境室地球環境課 ご担当官
申込方法	・下記申込み用紙に必要事項をご記入の上、FAXにて返信してください。 ・後日、「参加証」と「請求振込書」を郵送いたします。

【お問合せ先・申込み先】大阪商工会議所 経済産業部 産業・技術振興担当(上田・米道)
TEL(06)6944-6300 / FAX(06)6944-6249

FAX送信先(大阪) 6944-6249

大阪商工会議所 産業・技術振興担当 行(HP)

「改正 省エネ法・温対法 対応セミナー」(6月8日開催) 参加申込書

(フリガナ) 会社・団体名		大商会員区分 (印)	会 員 () 一 般
所属・役職名		(フリガナ) 氏 名	
所 在 地	〒		
T E L		F A X	

* ご記入いただいた情報は、講師に参加者名簿としてお渡しするほか、大商からの各種情報提供のために利用させていただきます。

* 複数名でご参加の場合は、本紙をコピーしてご利用ください。